

料金受取人払郵便

赤坂支店
承認

8448

差出有効期間
平成24年8月31日まで

1078790

126

東京都港区南青山 6-10-11
ウェスレーセンター3F
特定非営利活動法人 国連UNHCR協会
「毎月倶楽部」係 行



いますぐ、ご支援を！



©UNHCR / E.Hockstein

毎月自動引き落としによる継続的なご支援

難民の今、そして未来を支援する 毎月倶楽部

www.japanforunhcr.org

- 1 わずかな荷物だけを持ち、故郷を後にシリアへ逃れる人々 © UNHCR / R.Chalasan!
- 2 /キタカタでは、近づくに備え、UNHCRから毛布とヒートサポートの支給を行った © UNHCR / B.Baloch
- 3 子供に避難を促した人々のために、キャンプの設置を急ぐ © UNHCR / H.Caux
- 4 配給カードを手に、食糧の支給を待つソマリアから避難した少女 © UNHCR / E.Hockstein
- 5 安全な水を求め人が集まる、ケニアの一時避難所の給水設備 © UNHCR / T.Mukoya
- 6 学校のないう難民キャンプで、勉強に励むミャンマー難民の子どもたち © UNHCR / G.M.B.Akash

107-0062 東京都港区南青山6-10-11 ウェスレーセンター3F
Tel.03-3499-2450 | Fax.03-3499-2273
www.japanforunhcr.org

お申込・お問合せ
0120-540-732



©UNHCR / E.Hockstein

あなたも難民のシェルターになってください。毎月倶楽部のご案内。



遠く離れた日本から、力をあわせ、難民を支えていきませんか。 継続的なご寄付「毎月倶楽部」

戦争や迫害で、故郷を追われた難民の人々。その避難生活は20年以上に及ぶこともあります。今、この瞬間にも、私たちの助けを必要としている人々は、世界で4000万人近くにのぼります。

UNHCR(国連難民高等弁務官事務所)は、難民が我が家を追われた日から始まる長い避難生活の間、水・食糧の支給から住居、医療そして教育にいたるまで、すべてにわたり支えます。「毎月倶楽部」は、難民と、その支援をつづけるUNHCRにとって、なくてはならない募金方法です。毎月一定額のご寄付をつづけていただく「毎月倶楽部」の参加者が増えますと、緊急時には、援助物資の支給など迅速な対応が可能となります。また、長期の資金計画が必要な学校教育などを安定して進めることができます。「毎月倶楽部」は、難民の今日ばかりではなく、明日への希望も支えているのです。

私たちが今、難民のためにできること。それは難民の《シェルター》となることです。シェルターには本来、保護する、守る、という意味があります。私たちひとりひとりが、難民のシェルターとなって、彼らを守り、支え、難民に夢と希望を与えていきたい。あなたもぜひ「毎月倶楽部」にご参加ください。

※シェルターとは……「保護する」「守る」を意味する
UNHCRの援助現場では、テントなどの仮設住居を「シェルター」と呼ぶ

「毎月倶楽部」にご参加いただくと、たとえば1年でこんなことができます。

毎月**1,000**円で
毛布や水くみ容器、
ビニールシートなど
緊急避難生活セット
12家族分



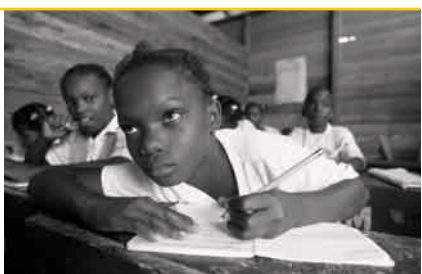
©国連UNHCR協会

毎月**1,500**円で
厳しい自然環境のなか
家族が身を寄せ合える
テント1張



©国連UNHCR協会

毎月**3,000**円で
避難先でも
学校教育が受けられる
教科書120人分



©UNHCR / B.Heger

毎月**5,000**円で
避難中でも家族と
温かい食事がとれる
調理器具セット24家族分



©UNHCR / H.Caux

国連の難民援助活動に協力したい。そのための公式支援窓口です。国連UNHCR協会

UNHCR(国連難民高等弁務官事務所)は1950年に設立された国連の難民支援機関です。難民・避難民を国際的に保護・支え、難民問題の解決に対して働きかけています。1954年と1981年にノーベル平和賞を受賞。スイス・ジュネーブに本部を置き、世界100カ国以上で援助活動を行っています。この国連の難民援助活動を支えるため、広報・募金活動を行う公式支援窓口が、国連UNHCR協会です。皆様からのご寄付は、国連UNHCR協会を通じて、UNHCR本部へ送金され、最も必要とされる難民援助活動に活用されます。

国連UNHCR協会は認定NPO法人です。皆様のご寄付は寄付金控除の対象になります。

「毎月倶楽部」の参加方法

- ご寄付は毎月、ご指定の金融機関口座、またはクレジットカードからのお引き落としとなります。
- 毎月1,000円から500円単位で任意の金額をご支援いただけます。※毎月のお引き落としの通知はいたしません。ご了承ください。
- 口座からの振替……銀行 | ゆうちょ銀行 | 信用金庫 | 農協など ※お申込から引落開始までに約1~2ヶ月かかります。
- クレジットカードからの振替……American Express | DC | Diners | JCB | UFJ Nicos | MasterCard | VISA ※お申込日からカードの初回で利用日まで約1~2ヶ月かかります。

- お申込内容の変更**—— 寄付額や引落方法の変更、ご寄付の停止についてはいつでも簡単にお電話やホームページからご連絡いただけます。
- お申込方法**—— 下記の申込用紙をご返送ください。
ホームページやフリーダイヤルからもお申し込みいただけます。
- 領収証**—— 1年分をまとめて、翌年1月末までにお届けいたします。

支援者の皆様の個人情報は国連UNHCR協会にて厳重に管理し、国連UNHCR協会からのお知らせ以外の目的で使用することはありません。

お申込の手順

- 毎月のご支援金額をお選びください。
- お支払い方法をお選びの上、必要事項をご記入ください。
- のりしろ部分にのりづけし、ポストへご投函ください。切手は不要です。
- お申し込み後、10日前後で確認書類をお送りします。

キリトリ線



[のりしろ]

毎月自動引き落としによる継続的なご支援「毎月倶楽部」お申込用紙



ご記入日 20 年 月 日

フリガナ
お名前

お電話番号 () -

E-mail @

〒

1 ご支援金額

毎月 1,000円
 毎月 1,500円 [たとえば毎月1,500円のご支援が1年間でテント1張]
 毎月 3,000円
 毎月 5,000円
 その他 毎月 _____,500円
 その他 毎月 _____,000円
1,000円以上500円単位

2 お支払い方法をA・B・Cの3種類から1種をお選びください。

A 金融機関 (ゆうちょ銀行以外)

金融機関コード _____ 支店コード _____

銀行 | 信用金庫 | 信用組合 | 農業協同組合 _____ 本店 | 支店 | 出張所 | 御中

預金種別 1 普通 [総合口座] 2 当座 口座番号 ※右詰で記入

フリガナ _____ 届印 _____ 捺印 _____

口座名義人 _____

B ゆうちょ銀行

種目コード 166 種別コード 34
 払込先加入者名 株式会社アプラス 払込先口座番号 00920-6-15030

通帳記号 1 の 通帳番号 ※右詰で記入

フリガナ _____ 届印 _____

口座名義人 _____

C クレジットカード

American Express DC Diners
 JCB UFJ Nicos MasterCard VISA
※MasterCard・VISAで一部ご利用にならないカードがございます。

カード番号 _____

有効期限 _____ 年 _____ 月 _____ 日

カード会員名 [名義] _____

難民支援のお知らせをお送りします。

国連UNHCR協会は毎月倶楽部の口座振替業務を株式会社アプラスに委託しています。

委託者コード	区分	顧客番号
23270500	02	3270000000

アプラス預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書(®・®)

収納企業 _____ 私は、左記の収納業者から請求された金額を私名義の下記預金口座から預金口座振替によって支払うこととしたいので、預金口座振替規定を確約のうえ依頼します。[ゆうちょ銀行からは除く]

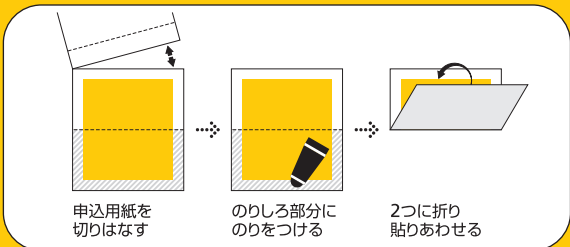
株式会社 アプラス

- 預金口座振替規定 [ゆうちょ銀行は除く]
 - 貴行に請求書が送付されたときには、わたしに通知することなく請求書記載金額を預金口座から引き落としのうえ支払ってください。この場合、預金規定または当座勘定規定にかかわらず、預金通帳、同払戻請求書の提出または小切手の振り出しはしません。
 - 振替日において、請求書記載金額が預金口座から払い戻すことが出来る金額 [当座貸越利用できる範囲内の金額を含む] を超えるときは私に通知することなく、請求書を返却しても差支えありません。また、指定日以降に再度振替られても異議ありません。
 - この契約を解約するときは、私から貴行に書面により届出ます。なお、この届出が無いままに会社から請求が無い等相当の事由がある時には、特に申出をしない限り、貴行はこの契約が終了したものと取扱って差支えありません。
 - 振替日の変更された場合には、請求書に記載された日をもって処理されても異議ありません。
 - 上記会員番号につき別番号の追加利用、または変更があっても本書は有効として扱われて差支えありません。
 - この預金口座振替について仮に紛議が生じても、貴行の責めによる場合を除き、貴行には迷惑をかけません。
- ※ゆうちょ銀行指定の場合は、自動払込規定が適用されます。

振替日 [払込日]
 株式会社アプラスの指定する日 [非営業日の場合は翌営業日]
 振替開始日 [払込開始日]
 株式会社アプラス及び関係金融機関の事務手続き完了次第

● 不備がありましたら、下記該当欄に○印をつけ至急アプラスにご返送ください。
 不備返却先
 130-0013 東京都墨田区錦糸1丁目2番1号 アルカセントラル20階
 株式会社 アプラス プロダクションセンター 口座振替係

金融機関記入欄	捺印	印鑑照合	受付印
1. 印鑑相違 2. 印鑑不鮮明 3. 預金種目相違 4. 口座番号相違	5. 名義人相違 6. 預金取引なし 7. 支店名相違 8. その他		



のりしろ [この部分のにりをつけて上に折返し貼りあわせる]

谷折り

谷折り